

中古商品自動車の自動車税(種別割)減免申請のお知らせ

大阪府では、中古自動車販売業者の方が所有する中古商品自動車について、次の要件に該当する場合は、自動車税(種別割)を減免することとしております。自動車税(種別割)の減免を受けようとされる方は、**令和7年6月2日(月)**までに、以下の点を十分ご確認のうえ減免申請の手続きを行ってください。(申請期限厳守)

1 減免を受けることができる中古自動車販売業者

減免を受けることができる中古自動車販売業者は、次の要件をすべて満たしている方をいいます。

(1) 古物営業法第3条第1項の古物の営業の許可を受けていること。

※ 古物営業法の改正により、古物営業許可に関し警察署への届出(期限：令和2年3月31日)が済んでいることが必要です。期限後もいまだ手続きを取られていない場合は、古物営業許可が失効し減免が受けられなくなりますのでご注意ください。(詳細は最寄りの警察署へお問い合わせください)

(2) 申請者が納税義務者となっているすべての自動車税(種別割)(減免を受けようとする自動車以外の自動車の自動車税(種別割)も含む。)について、①滞納がないこと、かつ、②令和7年度の自動車税(種別割)を納期限内(令和7年6月2日(月)まで)に全額納付していること。

※ 納期限内に自動車税(種別割)が納付されなかった自動車が1台でもあった場合、たとえそれが減免申請した自動車でなくても、減免申請したすべての自動車について減免は認められませんのでご注意ください。

※ 納付していただく税額は、納税通知書で通知する税額です。通知する税額は、令和7年4月10日(木)までに廃車(抹消登録)された場合を除き年税額となります。**必ず当該税額を納期限の令和7年6月2日(月)までに納付してください。**

※ やむを得ず廃車月(運輸支局にて4月、5月中に抹消登録を行う車両に限る)までの月割り額の納付書にて納付する場合であっても、必ず納期限内に納付するとともに廃車月が遅れていないか十分気をつけてください。(抹消登録が6月以降になる場合は、必ず年税額を納期限内に納付してください)

(3) 地方税について罰金以上の刑に処せられ又は通告処分を受けた者は、**その刑の執行が終わった日から3年を経過していること。**

(4) 地方税に係る滞納処分を受けた者は、**当該滞納処分を受けた日から2年を経過していること。**

2 減免の対象となる自動車

減免の対象となる自動車とは、次の要件をすべて満たしている自動車をいいます。

(1) 令和7年4月1日午前0時現在、中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ展示している自動車であること。また、**一般財団法人日本自動車査定協会により、商品である旨の証明がされていること。**

(2) 令和7年4月1日午前0時現在、自動車の登録名義が**所有者・使用者ともに当該中古自動車販売業者のものであること。**

【注意】

- ①直近の登録事由が変更登録などになっている場合であっても、**取得時の登録事由が新規登録となっている自動車(新車・中古車とも)やレンタカー、軽自動車は、減免の対象から除かれます。**
- ②減免申請者は、**古物営業許可の名義と同一であるとともに自動車の登録名義(所有者、使用者とも)と同一であることが必要です。**代表者が同じであっても個人(法人)名義の許可証で法人(個人)名義車両の申請はできません。
- ③**例年、期限後納付や転売済自動車に係る納付忘れ等のため、減免を受けていただけない場合があります。**
届いた納税通知書に係る全台数分について納期限前に再度未納がないかご確認ください。

3 減免申請の手続き

(1) 提出先 … 一般財団法人 日本自動車査定協会 大阪府支所

★下記(2)の減免申請書の申請先は「大阪府大阪自動車税事務所長」となっていますが、他の書類とあわせて、**一般財団法人 日本自動車査定協会 大阪府支所へ提出してください。**
(住所・連絡先は、下記⁵を参照してください。)

(2) 提出書類及び留意事項 (※は該当のある場合のみ必要です)

提出書類	留意事項
☐ 商品中古自動車証明申請書(申請者控) (注)	4枚綴り(4部複写)で1セットになっていますので、 2枚目以降を提出してください。
☐ 商品中古自動車証明申請書(提出用) (注)	
☐ 中古商品自動車に係る自動車税(種別割)の減免申請書	
☐ 自動車税(種別割)中古商品自動車連絡票	
☐ 古物営業許可証の写し (左記の ¹ (1)にご確認ください)	2部必要です。
☐ 対象自動車の「令和7年度自動車税(種別割)納税通知書」の写し・集合納付の場合は、納税通知書及び自動車税(種別割)納税通知書内訳書の写し	申請書の記入順に並べて複数台分のコピーをしていただいても構いません。 <u>登録事項等通知書・登録事項等証明書現在記録(現在登録)・令和7年4月1日以降に発行された自動車検査証では減免申請受付はできません。</u>
☐ 自動車検査証の写し (令和5年1月以降に交付された電子車検証の場合は 自動車検査証記録事項の写し) *自動車検査証記録事項と登録事項等通知書は異なる書類です。	
※ ☐ 令和7年4月1日以後に対象自動車を売却・抹消された場合、そのことを証する書面(売却・抹消した前後の電子車検証の写しと自動車検査証記録事項の写し等)	申請時までには売却・抹消された全台数分が必要です。
※ ☐ 古物台帳の写し	登録年月日が、 令和6年12月31日以前の車両のみ必要です。

(注) 1枚目が申請者控、2枚目が証明申請書となっています。

(3) 申請期限 … **納期限(令和7年6月2日(月))まで**

・**期限後の申請は、お受けできませんので期限を厳守(必着)**してください。

・申請手続きは納期限前の一時期に集中しますので、ゆとりをもってお早めをお願いします。

(4) 証明手数料 … 一般財団法人 日本自動車査定協会の証明事務に係る手数料が必要です。

・金額や支払い方法などは、(一般財団法人)日本自動車査定協会大阪府支所にお問い合わせください。

4 減免額及び還付時期

減免額は、**年税額の12分の3に相当する額**です。ただし、令和7年4月1日以後、同年5月末日までの間に抹消登録した場合には、当該月割額が減免額となります。

申請を承認した場合は、**令和7年7月末頃に還付額を通知する予定です。(支払通知書は送付しません。)**

当該通知の際に口座申出手続きについてご案内しますので、同封の口座振替申出書(大阪府行政オンライン申請可)を提出後1ヵ月程度で申請口座に振り込みます。

なお、事前に還付金の口座登録がある場合は通知日付で振り込みます。

事前に還付金の口座登録をご希望の方は、令和7年6月30日までに下記の大阪自動車税事務所 納税第五課へご連絡ください。

5 問合せ先 **書類の提出先にご注意ください！ 申請書と還付金の口座振替申出書の提出先が異なります。**

(1) 申請書の請求及び提出に関して (申請書の提出先)

一般財団法人 日本自動車査定協会 大阪府支所

〒542-0066 大阪府中央区瓦屋町2丁目3-1 岸和田第3ビル3階

TEL：06-6762-4760 FAX：06-6762-5435

(2) 減免制度に関して 大阪府大阪自動車税事務所 課税第二課

(3) 還付金の口座振替に関して (口座振替申出書の提出先) 大阪府大阪自動車税事務所 **納税第五課**

大阪府大阪自動車税事務所

〒543-8511 大阪府天王寺区伶人町2-7 TEL：06-6775-1361(代表)